

喬木村議会議員研修会「通年議会導入の検討」

平成 31 年 2 月 12 日

講師:長野県町村議会議長会 宮寄康史 様

喬木村議会は、12月定例会において議会改革特別委員会を設置し、諮問された検討課題の1つである「通年議会導入に向けた研究」の一環として、長野県町村議会議長会より講師を迎え研修会を行いました。この研修会には議員の他に職員も参加しました。

多くの議会が年4回(3.6.9.12月)設けている会期のあり方について、今後のさらなる議会の活性化と、住民に寄り添った議会活動・委員会活動にするために、いわゆる通年議会を導入する事のメリット・デメリットについて研修を受けました。現在の議会活動は定例会期中以外の活動が制限されることから、会期に捉われることなく活動可能な通年議会は、「災害等緊急時のなど本会議・委員会といった公的な活動が安定・継続的にできるようになる。」という意見が出される一方で、「議員の負担が増え結果的に議員のなり手が減るのでは。」との懸念も一部の議員からは意見が出され、引き続き議会で検討を重ねていくこととしています。





平成31年2月4日

喬木村議会 議員 殿

喬木村議会 議長

議会改革特別委員会の委員の指名について

喬木村議会改革特別委員会設置要綱第3条の規定に基づき、下記の議員を議会改革特別委員会の委員に指名します。尚、諮問の検討は特別委員会での協議と並行して、議員全員協議会で全議員の意見を聴取しながら年内を目途に答申案を作成下さい。

記

- 1 佐藤 文彦 議員
- 2 下平 貢 議員
- 3 中森 高茂 議員
- 4 福沢 真理子議員
- 5 後藤 章人 議員

平成31年2月4日

議会改革特別委員会 殿

喬木村議会 議長

議会改革のための諸課題について（諮問）

議会改革のための諸課題について、下記の通り諮問します。それぞれの課題についての検討と並行して、議員全員協議会で全議員の意見を聴取しながら年内を目途に答申案を作成下さい。

記

1. 通年議会を含めた議会会期の検討
2. 効果的かつ効率的な予算審査と決算認定審査の手法の提案
3. 年間を通した事業遂行状況の確認と事業評価についての提案
4. 女性及び若年層の議員のなり手確保の方策の検討
5. 災害発生時における議会・議員の活動マニュアルの作成
6. 議会モニターの議会参画、発言機会の確保の方策の検討
7. 村主催の各種会議への議会代表議員参加の可否
8. 議員定数についての議会の見解のまとめ
9. 費用弁償（村主催の会議へ議員が参加した場合のみ）の可否
10. 議員報酬についての議会の見解のまとめ（9月までに）

喬木村議会改革特別委員会設置要綱

(設置)

第1条 喬木村議会の休日・夜間議会の機能充実と兼業議員であっても安定した運営を確立するために、通年会期を含め必要な議会改革の調査研究を推進するため、喬木村議会改革特別委員会（以下「改革特別委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 改革特別委員会は、議長から諮問された事項に基づき調査及び検討を行う。

(組織)

第3条 改革特別委員会は、議長を除く議員5名をもって組織する。委員は議長が選任する・

2 委員の任期は、議員の任期とする。

(委員長及び副委員長等)

第4条 改革特別委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し改革特別委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、諮問を行った議長の就任期間とし、再任は妨げない。

(会議)

第5条 改革特別委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員の過半以上から調査検討すべき事件を示して会議の招集 要請があったときは、委員長は会議を招集しなければならない。

3 改革特別委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決をすることができない。

4 改革特別委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 改革特別委員会は、調査及び検討のため必要があると認めるときは、議長を経て次の者の出席を求め、意見を聴くことができる。また、出席者は委員長の許可を得て質疑、発言することができる。

- 2 村長、副村長、教育長
- 3 特定幹部職員
- 4 議会モニター若干名

(会議等の公開)

第7条 改革特別委員会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で決したとき又は公開することが適当でないときと委員長が認めるときは、公開しないことができる。

- 2 改革特別委員会の議事要旨及び答申書は、公開とする。

(オブザーバー)

第8条 議長は、オブザーバーとして改革特別委員会に出席することができ、採決に影響しない範囲で自由に発言することはできる。ただし、討論・採決に参加することはできない。

(答申)

第9条 改革特別委員会において決定した事項については、随時議長に答申するものとする。

(庶務)

第10条 改革特別委員会の庶務は、委員及び議会事務局において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、改革特別委員会の運営に必要な事項は、改革特別委員会において定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。